

# 豪の輸出品

オーストラリアからも日本に数々の物が輸出されています。前ページでは、オーストラリアの輸出品の流れを紹介しましたが、一方でオーストラリアから日本への輸出品は、オーストラリア国内で一般的にどのようなプロセスを経て、日本に運ばれているのでしょうか？

## 輸出品フローチャート

※ここで紹介するフローチャートは一般的な輸出品の流れです。輸出品目や輸出の条件によって異なる場合があります。

### 表の見方

- 航空機での輸出.....
- 船での輸出 (コンテナ単位の貨物).....
- 船での輸出 (混載される貨物).....

❶ **コンテナ単位の貨物**とは、1つのコンテナにまとめられている1人の荷主の貨物のこと。**混載される貨物**とは、1つのコンテナの大きさより小さい貨物のこと。この場合、他の荷主の貨物と一緒にまとめられて1つのコンテナが作られる。

### コラム オーストラリアの 日本への 輸出品

2008年のオーストラリアの対日輸出品は、石炭(約203億ドル)、鉄鉱石(約74億ドル)、牛肉(約21億ドル)、アルミニウム(約20億ドル)などがあり、資源を中心とした物が多い。また、同年の日本への総輸出額は約506億ドルで、国内全体の22.7%を占めた(国別輸出額で第1位)。

Source: Department of Foreign Affairs and Trade, Country/Economy/State and Territory Fact Sheets, Japan, 2008



### まずは生産者

商品が生産され、保管される。輸出が決まると適当なかたちで梱包される。

❶ 輸出をする貨物が、オーストラリアの法令などで輸出が制限されているなどの場合は、該当する省庁に届け出て許可をもらう必要がある。一般的に貨物が保税地域に搬入される前に申請をする。

### 保税蔵置場

貨物は保税蔵置場などに運び込まれ、輸出許可を待つ。

❷ **保税地域**とは税関が管理をしている、輸出許可を受ける前の貨物(外国貨物)を置くことができるエリア。**保税蔵置場**とは保税地域内の施設の1つで、外国貨物を長期間置くことができる場所。

### コンテナ扱いへの許可

過去に同じ貨物を輸出したことがあるなど、一定の条件を満たしている場合は、税関にコンテナ扱いの許可を申請できる。

❸ 貨物が**コンテナ扱い**になると、保税地域外で貨物をコンテナに詰めることができ、そのままコンテナヤードに搬入し輸出申告ができる。保税蔵置場からコンテナヤードへの輸送時間の短縮やコスト削減などがメリット。

諸省庁への輸出手続きが必要ない場合または完了した場合

❹ 諸省庁への輸出手続きが不許可の場合は、輸出の取り止め、またはその理由となった事項を見直して再度申請をするなどの措置がとられる。

### コンテナヤード

貨物はコンテナヤード(CY)に移される。

❹ **コンテナヤード**とは保税地域内の施設の1つで、船の着岸地点あたりにあり、コンテナを一時保管する場所。

### 輸出申告

輸出申告書などの書類を税関に提出する。諸省庁の許可書などがある場合は、あわせて提出する。

❶ **輸出申告書**とは、輸出者の名前、貨物の内容(品目名、個数、価格など)を記載した申告書。

❶ 現在、輸出申告は税関や保税蔵置場、通関業者など全ての該当機関を結ぶコンピュータのネットワークシステムで行なわれている。

### 税関

輸出申告書などの書類の内容を基に審査を行ない、必要に応じて貨物の検査も行なわれる。審査・検査に問題がないと輸出許可がおりる。

❶ 税関とは... P12を参照

### バンニング

貨物をコンテナに詰める(バンニング)。

### 検査

一般的に、オーストラリア国外に輸出される貨物は検査の対象となる。検査に問題がなければ、貨物は積み込まれる。

❶ 検査とは... P13を参照

### 積み込み

貨物は船または航空機に積み込まれる。船の場合、コンテナは大きなクレーンで積まれる。

### 出航

日本に向け、貨物を載せた船や航空機が出航。

### 日本での輸入手続き

日本に着いた貨物は、空港や海港で輸入申告がされる。日本国内に入って消費者に届きました!